『津野山鏡』上巻正誤表②（２０２４年９月３日版）

頁	行	誤	正
244	5	鎌倉将幕府	鎌倉幕府
246	16	応永年間（一三九一～	応永年間（一三九四～
247	1	応永年間（一三九一～	応永年間（一三九四～
248	10	見るとか鴨脚家	見ると鴨脚家
248	13	応永年間（一三九一～	応永年間（一三九四～
257	1	津野家啓	津野家時
259	17	これに致し	これに対し
261	1	全社務祐宣卿	前社務祐宣卿
261	16	守神ニ之儀ヲ守リ	神慮ノ儀ヲ守リ
261	17	此ノ趣預御奏聞ニ預リ候様	此ノ趣御奏聞ニ預リ候様
262	6	御奏上聞候様	御奏聞候様
264	15	過去ものに	過去のものに
264	18	収入源	収入減
265	9	弥（あまね）ク可奉抽御祈祷ヲ精誠ニ抽シ奉ル可ク申ス旨	弥（あまね）ク御祈祷ヲ精誠ニ抽シ奉ル可ク申ス旨
266	8	幼い当主国泰はまだ一四歳で、重臣中平兵庫助元忠が津野家を支え続けていた頃である。	当主国泰も既に二七歳となり、重臣中平兵庫助元忠とともに領地経営を充実させていた頃である。
266	14	用語の使いか方	用語の使い方
269	5	下加茂神社	下賀茂神社
269	14	下加茂神社	下賀茂神社
272	6	支配と管理を任って	支配と管理を担って
272	8	多ノ郷加茂社	多ノ郷賀茂社
272	19	八月一五に日	八月一五日
273	2	八月二〇に日	八月二〇日
273	15	地頭請解約が結ばれる	地頭請契約が結ばれる
273	16	一三九一～一四二八	一三九四～一四二八
273	18	鴨脚光将軍	鴨脚光将
274	8	租臣下	その臣下
281	15	地頭請解約を結ぶ	地頭請契約を結ぶ

頁	行	誤	正
287	9	津野庄公田三十町	津野庄公田三十町」
287	11	潮江荘のことだとすると	潮江荘のことだとすると
291	18	三〇〇〇カ箇所	三〇〇〇カ所
293	3	鳥羽上皇方	後鳥羽上皇方
296	6	仁淀川東岸	仁淀川西岸
298	2	『国神戸記』	『神戸記』
299	1	地頭請規約を結ぶ	地頭請契約を結ぶ
300	10	鴨脚光将軍	鴨脚光将
305	15	『津野山遺聞録』収め	『津野山遺聞録』に収め
306	9	長禄元年（一四五七年）	長禄元二年（一四五八年）
308	21	会うはず所	会うはずのところ
310	12	津野新里方	津野新荘里方
311	20	四万川川と北川川が合流し椙原川となる辺り	椙原川が北川川を抱き込む辺り
312	5	構原の穀倉地帯	椙原の穀倉地帯
312	15	若干二十歳	弱冠二十歳
312	18	川原渕氏	河原渕氏
313	5	従兄	従弟
320	11	第八代津野元高	第九代津野元高
321	4	六月かけての	六月にかけての
325	8	恒仁親	恒仁親王
326	1	熙仁親	熙仁親王
327	7	家時が二十歳前後の年	家時が三十歳前後の年
336	18	虚空山	虚空蔵山
337	14	懐良親王	満良親王
343	10	北守護代	高北守護代
356	17	「之高」・「之高」	「光高」・「之高」
356	19	名前に「通」のを	名前に「通」の字を
358	1	ある実像ができ上がるその実像を、	ある実像ができ上がる。その実像を、

頁	行	誤	正